6　申請者又は一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

㈠　申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、一・七GHz帯対象免許人に対し、一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が行う第二号及び第三号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。

㈡　申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、他の全ての申請者に対し、終了促進措置に係る前号㈠の実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。

㈢　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、前号㈠により他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

㈣　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、前号㈠による他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者との合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する一・七GHz帯対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、当該措置が完了する日まで設置すること。

㈤　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、前号㈢の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

㈥　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配意すること。

㈦　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、前号㈣の協議により合意がなされたときは、その内容を、当該一・七GHz帯全国バンド認定開設者、他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者、一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者及び一・七GHz帯対象免許人が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行った電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること。

㈧　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、当該一・七GHz帯全国バンド認定開設者が認定を受けた一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画に基づく終了促進措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局のうち当該措置を実施した無線局の局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

7　総務大臣は、前号㈧の規定により一・七GHz帯全国バンド認定開設者から提出された書類について、本開設指針（この章に限る。）及び当該一・七GHz帯全国バンド認定開設者が認定を受けた一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

8　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置に関して、一・七GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び迅速かつ円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　三・四GHz帯全国バンドに係る事項

一　三・四GHz帯全国バンドを使用する特定基地局（以下「三・四GHz帯全国バンド特定基地局」という。）の配置及び開設時期に関する事項

三・四GHz帯全国バンドの指定を受けた認定開設者（以下「三・四GHz帯全国バンド認定開設者」という。）は、認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日までに、三・四GHz帯全国バンド特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率が全て百分の五十以上になるように三・四GHz帯全国バンド特定基地局を開設しなければならない。

二　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

三　終了促進措置に関する事項

1　三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、三、四〇〇MHzを超え三、四五六MHz以下の周波数を現に使用している次に掲げる無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、当該無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

㈠　放送番組の素材を中継することを目的として開設する固定局、放送番組を中継することを目的として開設する固定局及び番組素材中継又は放送番組中継のために必要な連絡又は機器の監視若しくは制御を行う固定局（以下「ＳＴＬ等」という。）であって、三、四〇〇MHzを超え三、四五六MHz以下の周波数を使用するもの

㈡　放送番組の素材を中継することを目的として開設する無線局のうち移動業務の無線局（以下「ＦＰＵ」という。）であって、三、四〇〇MHzを超え三、四五六MHz以下の周波数を使用するもの